

令和3年神審第18号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月10日17時20分

和歌山県田倉埼西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 2.99トン

登録長 7.97メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 80キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操縦区画を設けたFRP製プレジャーモーターボートで、同区画右舷側に舵輪、その前方に機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及び魚群探知機がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、友人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年8月10日09時00分和歌山県和歌山下津港和歌山第1区の係留地を発し、友ヶ島水道周辺の釣り場に向かった。

ところで、田倉埼西方には、海岸線に沿って約200メートル沖合まで干出浜及び水深2メートル未満の浅所（以下「田倉埼浅所」という。）が拡張し、a受審人は、約4年前から年間3回ないし4回同埼沖合を航行していたので、同浅所の拡張状況について承知しており、平素、陸岸との距離を目測で確認して航行していた。

a受審人は、09時40分釣り場に到着し、移動しながら釣りを行った後、16時30分同釣り場を発進して帰途に就き、GPSプロッターを作動させて田倉埼西方沖合を南下していたところ、折からの強い南風により、操縦区画前面の窓ガラスに波しぶきがかかり、前方が見えにくくなったことから、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢から立ち上がって操舵区画右舷側に体を乗り出し、左手で舵輪を持って操船に当たり、17時09分半田倉埼灯台から330度（真方位、以下同じ。）1,270メートルの地点で、針路を158度に定め、機関を回転数毎分1,200にかけ、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

17時17分a受審人は、田倉埼灯台から311度370メートルの地点に達したとき、田倉埼浅所が正船首370メートルのところとなり、その後同浅所に向首したまま接近する状況であったが、針路を

保持することに気をとられ、左舷方の陸岸との距離を目測で確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、田倉崎浅所に向首したまま続航し、17時20分田倉崎灯台から235度170メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力6の南風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

乗揚の結果、推進軸及び推進器翼に曲損並びに舵板の脱落をそれぞれ生じ、後に廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、田倉崎西方沖合において、和歌山下津港和歌山第1区に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、田倉崎浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、田倉崎西方沖合において、和歌山下津港和歌山第1区に向けて帰航する場合、田倉崎浅所の存在を承知していたのだから、同浅所に向首進行することのないよう、陸岸との距離を目測で確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、針路を保持することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、田倉崎浅所に向首していることに気付かないまま進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年11月9日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明